

ID: 95

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	高根沢町こども医療費助成に関する条例 第6条		
例規番号	昭和47年条例第10号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (助成金の返還) 第6条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日